

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 輸出貿易管理令 (昭和二十四年政令第三百七十八号) 1
- 農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (平成三十年政令第三百二十六号) (附則第三項関係) 5

改正案

現行

附則

1・2 (略)

3 令和三年四月十三日までの間は、第二条第一項第一号の二
 「別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から
 四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く
 ）」の北朝鮮を仕向地とする」とあるのは「北朝鮮を仕向地と
 する貨物（別表第二の一、一九から二一の三まで、二五、三〇
 、三三、三五から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に
 掲げる貨物を除く。）の」と、第四条第二項第二号ハ中「及び
 第三号」とあるのは「に掲げる貨物のうち、北朝鮮を仕向地と
 するもの及び同表第三号」と、同条第三項中「適用しない」と
 あるのは「適用しない。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物に
 ついては、この限りでない」と、別表第二の二中「第二条、第
 四条」とあるのは「第四条」と読み替えるものとする。

別表第一（第一条、第四条関係）

一～三 の二	貨物 (略)	地域 (略)
-----------	-----------	-----------

附則

1・2 (略)

3 平成三十三年四月十三日までの間は、第二条第一項第一号の
 二中「別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九
 から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を
 除く。）の北朝鮮を仕向地とする」とあるのは「北朝鮮を仕向
 地とする貨物（別表第二の一、一九から二一の三まで、二五、
 三〇、三三、三五から四一まで及び四三から四五までの項の中
 欄に掲げる貨物を除く。）の」と、第四条第二項第二号ハ中「
 及び第三号」とあるのは「に掲げる貨物のうち、北朝鮮を仕向
 地とするもの及び同表第三号」と、同条第三項中「適用しない
 」とあるのは「適用しない。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨
 物については、この限りでない」と、別表第二の二中「第二条
 、第四条」とあるのは「第四条」と読み替えるものとする。

別表第一（第一条、第四条関係）

一～三 の二	貨物 (略)	地域 (略)
-----------	-----------	-----------

六	五	四
次に掲げる貨物（二の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)・(二) (略)	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)・(二) (略) (三) 推進装置であつて次に掲げるもの若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材若しくは多段ロケットの切離し装置若しくは段間継手又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品 1 ロケット推進装置 2 ターボジェットエンジン、ターボファンエンジン、ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン、 <u>デトネーションエンジン</u> 、複合サイクルエンジン又はターボプロップエンジン (四) (二十六)
(略)	(略)	(略)

六	五	四
次に掲げる貨物（二の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)・(二) (略)	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)・(二) (略) (三) 推進装置であつて次に掲げるもの若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材若しくは多段ロケットの切離し装置若しくは段間継手又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品 1 ロケット推進装置 2 ターボジェットエンジン、ターボファンエンジン、ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン、 <u>複合サイクルエンジン</u> 又はターボプロップエンジン (四) (二十六)
(略)	(略)	(略)

一四	一一 一三	一〇	八・九	七	
(二)	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(十二) (略) (十一の二) 光センサーの製造用のマスク又はレチクル (十二)～(十四) (略)	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(十六) (略) (十七) マスク若しくはレチクル又はこれらの部分品若しくは附属品(一)～(一〇)の項の中欄に掲げるものを除く。 (十七の二)～(二十三) (略)	(三) 歯車製造用の工作機械 (四)～(九) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

一四	一一 一三	一〇	八・九	七	
(二)	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(十一) (略) (新設) (十二)～(十四) (略)	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(十六) (略) (十七) マスク若しくはレチクル又はこれらの部分品若しくは附属品 (十七の二)～(二十三) (略)	(三) 歯車製造用の工作機械又はその部分品、附属品若しくは制御装置 (四)～(九) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

一五・ 一六	(二) 火薬又は爆薬の主成分、添加剤 又は前駆物質となる物質(四の項の 中欄に掲げるものを除く。)であつ て、経済産業省令で定めるもの (三)～(十一) (略)	(略)
-----------	--	-----

別表第二と別表第三の二 (略)

別表第三の三(第四条関係)

別表第一の五の項(十四)若しくは(十八)、七の項(二)若しくは(十五)、八の項の中欄、九の項(二)若しくは(六)、一〇の項(二)、(三)、(四)、(六)、(七)、(九)、(九の二)若しくは(十二)、一二の項(二)、(三)、(五)若しくは(六)若しくは一三の項(五)に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの又は同表の一五の項の中欄に掲げる貨物

一五・ 一六	(二) 火薬又は爆薬の主成分、添加剤 又は前駆物質となる物質であつて、 経済産業省令で定めるもの (三)～(十一) (略)	(略)
-----------	--	-----

別表第二と別表第三の二 (略)

別表第三の三(第四条関係)

別表第一の五の項(十四)若しくは(十八)、七の項(十五)、八の項の中欄、九の項(二)若しくは(六)、一〇の項(一)、(二)、(四)、(六)、(七)、(九)、(九の二)若しくは(十二)、一二の項(二)、(三)、(五)若しくは(六)若しくは一三の項(五)に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの又は同表の一五の項の中欄に掲げる貨物